

寄付金に関する税制上の優遇措置について（ご参考）

本校への寄付金(除く入学時寄付金)は、特定寄付金として以下の通り所得税の控除の対象となりますので、確定申告の際、別紙の証明書(写)および領収書を添付して申告してください。更に、東京都にお住まいであれば、個人都民税からの寄付金税額控除を受けることもできますので、併せてご覧ください。

記

【所得税の控除】

[個人]

寄付金の額（最高額は総所得金額等の40%）が2,000円を超える場合、税額控除又は所得控除のいずれかを選択できます。

■税額控除

$$\boxed{\text{税額(所得税)} - \text{税額控除額}}$$

$$\text{※税額控除額} = (\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

控除額は所得税の25%が限度です。平成23年1月1日以降の寄付より適用。

■所得控除(寄付金控除)

$$\boxed{\text{税額(所得税)} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}}$$

$$\text{※所得控除額} = \text{寄付金額} - 2,000 \text{円}$$

[法人]

特定公益増進法人への寄付として、一般寄付金の損金算入限度とは別枠で、一定限度まで損金に算入できます。

【個人都民税の控除】

■税額控除

$$\boxed{\text{税額(個人都民税)} - \text{税額控除額}}$$

$$\text{※税額控除額} = (\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$$

寄付をした翌年の1月1日現在、東京都在住の方が対象。

■住所地の区市町村が指定した控除対象寄付金にも該当する場合、別途、個人区市町村民税から（寄付金額－2,000円）×6%に相当する金額が控除されます。区市町村においてどの寄付金が指定されているか等については、住所地の区市町村へお問い合わせください。

■都道府県・区市町村に対する寄付金等を含め、寄付金控除が受けられるのは、総所得金額等の30%までとなります。なお、個人都民税の適切な寄付金控除の適用のため、都及び課税事務を行う都内区市町村に当該寄付に関する情報提供を行うことがあります。

【確定申告の際に添付する証明書(写)】

■ご寄付いただいた際に、本校より個別に送付致します。

以 上